

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和元年台風第15号又は第19号等により  
被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて（保険者向け）

「令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その13）」（令和2年1月24日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。以下「1月24日付事務連絡」という。（別添））により、保険医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費又は訪問看護療養費に係る自己負担額（以下単に「一部負担金」という。）の支払いが困難な者の取扱いが示されたところですが、保険者における一部負担金の取扱いについては下記のとおりですので、特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内保険者に対する周知等よろしくお願いいたします。

また、1月24日付事務連絡の別紙1又は別紙2に記載されていない保険者であって、当該保険者の被保険者に令和元年台風第15号又は第19号等に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する被保険者がいるものにおかれては、当該被保険者の実情を踏まえ、保険医療機関等における一部負担金の支払いの猶予及び免除を実施できないかご検討をお願いいたします。

（「令和元年台風第19号で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて（保険者向け）」（令和元年10月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課高齢者医療課事務連絡）から、下線部分並びに様式1及び様式2を修正又は追加）

## 記

- 1 10月18日付事務連絡に基づき、保険医療機関等において一部負担金の支払いを猶予され、費用の10割を審査支払機関へ請求された診療報酬請求書に係る一部負担金については、国民健康保険にあっては「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知）、後期高齢者医療制度にあっては「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」（平成20年3月24日付け保総発第0324005号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）にかかわらず、被保険者からの申請を待つことなく保険者の判断により、免除することができることとする。

- 2 1に基づく一部負担金の免除額については、保険者（市町村及び後期高齢者医療広域連合に限る。）への財政支援を行う予定であること。
- 3 なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（保険外併用療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。）に係る標準負担額の取扱いについては、現行どおりであること。
- 4 令和2年4月1日以降は、1に基づく一部負担金の免除対象者（以下「免除対象被保険者」という。）が保険医療機関等の窓口において一部負担金の免除を受けるためには、保険医療機関等において療養の給付を受ける際に、様式1による国民健康保険一部負担金免除証明書又は様式2による後期高齢者医療一部負担金免除証明書（以下「免除証明書」という。）を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提示する（保険薬局の場合にあっては、処方せんに免除証明書を添えて当該保険薬局に提示する）こととし、その旨を免除対象被保険者に対して周知すること。  
また、免除対象被保険者から一部負担金の免除申請があった場合には速やかに免除証明書を交付すること（なお、保険者自ら罹災証明書等を交付しているため被災事実を把握している等の場合は、保険者の判断により、申請を待つことなく免除証明書を交付しても差し支えないこと。）。